

広報とみおか広告募集要領

1 目的

この要領は、富岡市有料広告掲載に関する基本要綱に定めるもののほか、富岡市が発行する「広報とみおか」（以下「広報紙」という）に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものです。

2 広告の大きさ

広告の大きさは、次のいずれかとします。

- ① 1種広告 縦42ミリメートル、横87ミリメートル
- ② 2種広告 縦42ミリメートル、横178ミリメートル

3 広告掲載枠及び位置

広告掲載枠は、市政情報提供に影響のない範囲とします。

また、掲載位置は、広報紙を担当する課の課長が決定します。

4 発行部数及び発行時期

広報紙の発行部数は、18,600部で、毎月1日に発行しています。

5 配布場所

広報紙は市内全世帯及び関係機関に配布しています。

6 掲載できない広告

次の項目に該当する場合は、掲載できません。

- ① 公共性又は市の品位を損なうおそれのあるもの
- ② 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- ④ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- ⑤ 政治又は宗教に関するもの
- ⑥ 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- ⑦ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑧ 市民の健康を害するおそれのあるもの
- ⑨ その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

7 広告掲載料金

広告掲載料金は、1回につき1種広告10,000円、2種広告20,000円とします。ただし、版下の作成費用を含みません。

8 広告掲載の決定方法

掲載枠数を上回る申し込みがあったときは、基本要綱に定める優先順位により決定し、同一順位の場合には、抽選により決定します。

9 広告の作成及び経費負担

広告は、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとします。

10 掲載申し込み

- ①掲載申し込みの締め切りは、広報紙発行日より1か月前とします。
- ②申し込みできる広告は、広報紙1号につき1件とします。
- ③掲載を希望する場合は、「有料広告掲載申込書」に広告原稿を添付して、広報紙を担当する課へ提出してください。

11 版下作成

版下は、市が指定する仕様で作成し、市が指定した期日までに提出していただきます。

12 問い合わせ先

富岡市総務部秘書課広聴広報係

TEL 0274-62-1511 FAX 0274-62-0357

E-mail kouhou@city.tomioka.lg.jp